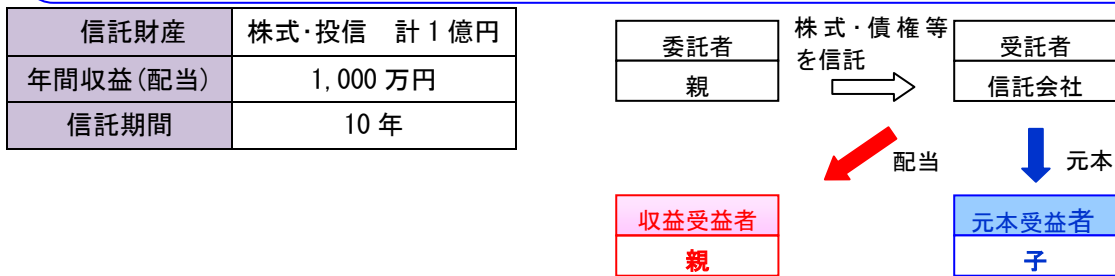


信託を活用した相続税対策 — 受益権分離型信託

信託とは、委託者が信託行為（例えば、信託契約、遺言）によってその信頼できる人（受託者）に対して、金銭や土地などの財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のためにその財産（信託財産）の管理・処分などをする制度です。

※対策例・・・信託を活用し、10年後には、元本1億円が親から子に移転
 株式・債権等を信託し、**収益(配当・利息等)を受取る権利**と**元本部分**に分離させます。
 それぞれ権利を**収益受益権=親**、**元本受益権=子**に分けることにより、時の経過とともに
 収益受益権評価は減少、元本受益権評価は増加するということに着目した対策です。
 つまり、親が10年間生きれば、1億円の財産を贈与税58.3万円で子へ財産移転することが
 できます。(下図参照)
 仮に、信託期間中の5年後に親が亡くなったとしても、5,489万円は子に財産移転する
 ことができますし、連年贈与で毎年1,000万ずつ10年間贈与していった場合は、2,310
 万円もの贈与税がかかることと比較しても有効な対策といえます。



[信託受益権評価の試算]

(単位：千円)

	収益 (A)	複利現価率 (B)	A×B	収益受益権評価 (親)	元本受益権評価 (子)	信託財産 評価
① 設定時				94,790	5,210	100,000
1年後	10,000	0.999	9,990	84,800	15,200	100,000
3年後	10,000	0.993	9,930	64,890	35,110	100,000
② 5年後	10,000	0.988	9,880	45,110	54,890	100,000
③ 10年後	10,000	0.862	8,620	0	100,000	100,000

94,790 (10年間合計)

- ① **信託設定時** 元本受益権521万円が親から子へののみなし贈与となり、贈与税58.3万円が発生。
 (信託期間中の毎年1,000万の収益は親の所得で、完全に収入がなくなるわけではないので安心)
- ② **5年後に親が亡くなった場合** 収益受益権4,511万円が相続税の課税対象となります。
 (信託財産評価との差額である元本5,489万円は子の財産であり課税対象外)
- ③ **信託期間終了時** 元本1億円は子に移転するが、それに対する課税は起きない。
 (元本が完全に子に移転した後の毎年の収益は、子に帰属することとなります)

※その他応用として

- ・ 自社株の信託も可能なので、配当が継続的に出せる会社は検討の余地あります。
- ・ 信託財産に特に制限はないので不動産でも可能ですが、
 - ◆ 登記費用・免許税・不動産所得税などが発生する。
 - ◆ 信託に係る不動産所得の計算上生じた損失は損益通算できないので注意が必要です。

[受益権分離型信託の評価] 元本受益者と収益受益者とが異なる場合の「信託受益権」の評価は、「信託受益権 = 元本受益権 + 収益受益権」で評価されます。(財基通202(3)、202(3)参照)